

関門航路（大瀬戸～早鞆瀬戸地区）整備における灯浮標一時移設・復旧のお知らせ

次のとおり「関門航路第18号灯浮標」の一時移設復旧を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事への協力をお願い致します。



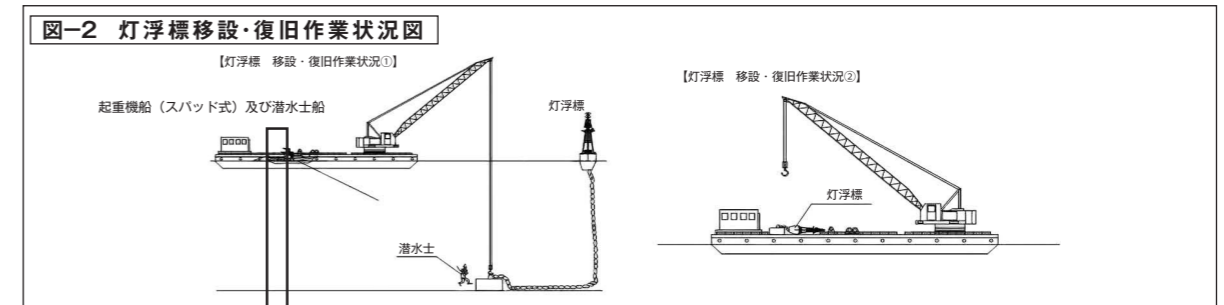
作業方法

- ・灯浮標やシンカーの設置や撤去の吊り上げ作業は、起重機船（スパッド式）により行い、玉掛けや玉外しは、潜水士により行います。
- ・灯浮標およびシンカーは、起重機船上に仮置きして移動します。なお、灯浮標は起重機船が横抱きして移動する場合があります。
- ・起重機船は航路外となるように配置します。

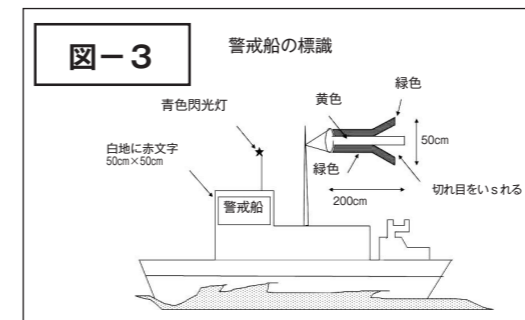
安全対策

- ・起重機船には、海上衝突予防法の規定による形象物（黒色：球形・菱形・球形）を掲げます。
- ・潜水士船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗（A旗）を掲げ、作業中であることを明示します。
- ・作業船団の周辺に警戒標識（緑・黄・緑の吹き流し）を掲げた警戒船2隻を配備し、うち1隻には国際VHF無線を装備します。（図-3のとおり）

作業状況図



警戒船イメージ



作業情報

本工事に関するお問い合わせ先を以下に記載します。お問い合わせにあたっては、内容を正確に把握するため、可能な限り日本語でお願い致します。

灯浮標移設・復旧位置

名称	移設期間	移設位置	告示位置	備考
関門航路第18号灯浮標	2026年5月上旬～ 2026年9月上旬	N 33° 54' 40. 4" E 130° 53' 23. 1"	N 33° 54' 43. 7" E 130° 53' 19. 7"	告示位置より141° 方向に 130mの位置

※移設期間については、天候や工事進捗の状況により多少変わることがあります。

九州地方整備局 関門航路事務所 TEL 093-512-8095

工務課

本資料は、下記のホームページでもダウンロードできます。

<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>